

第 2 期大船渡市耐震改修促進計画

令和 4 年 2 月

大 船 渡 市

目 次

序 章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 策定の経緯	1
3 計画の性格	2
4 計画の期間	2
※ 凡例・用語解説	3
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	4
1 想定される地震の規模、被害の状況	4
2 前計画の実績（現状）と課題の検証	4
(1) 住宅	4
(2) 市有建築物（多数の者が利用する建築物）	4
3 耐震化の目標等	5
(1) 住宅	5
(2) 耐震診断義務付け対象建築物	6
(3) 市有建築物	6
ア 多数の者が利用する建築物	6
イ 地震発生時に避難や防災活動の拠点となる建築物	7
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	8
1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針	8
(1) 役割分担の考え方	8
(2) 市の施策の推進方針	9
2 市が取り組む具体的施策の方向	9
(1) 民間建築物等に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり	9
(2) 耐震対策に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発	11
(3) 市有施設の耐震化率向上の率先実施等	11
(4) 地震等の災害時における建築物の総合的な安全対策の推進	12
第3章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	13
1 関係団体による協議会等への参画	13
2 耐震改修促進法・建築基準法による指導への協力	13
【巻末資料】	14
1 ◎多数の者が利用する建築物	14
2 ◎大船渡市地域防災計画より抜粋	16
3 ◎地域防災に関する地図	21

序 章 はじめに

1 計画策定の趣旨

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)(以下「耐震改修促進法」という。)」第5条の規定により定められた「第3期岩手県耐震改修促進計画」に基づき、計画的に建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図り、建築物の安全性向上により市民等の安全を確保することを目的に策定するものです。

2 策定の経緯

- 平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、耐震改修促進法が制定されました。その後、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針(平成17年9月)において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置付けられたことなどから、平成18年1月に耐震改修促進法が改正されました。
- これを受け岩手県では、平成18年度から平成27年度までを計画期間とした「岩手県耐震改修促進計画」が策定されました。
- 当市においては、平成23年度から平成27年度までを計画期間とした「大船渡市耐震改修促進計画」(以下「第1期計画」という。)を策定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。
- 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災津波)では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波であったため、多くの人命が失われるなど、当市に甚大な被害をもたらしました。
- その後も全国各地で地震が発生していることから、岩手県では、平成28年度から令和2年度までを計画期間とした「第2期岩手県耐震改修促進計画」が策定されました。
- 当市においては、「第1期計画」の計画期間を令和2年度まで延長しました。
- また、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震により塀が倒壊し、尊い人命が失われたことから、耐震改修促進法が改正され、ブロック塀等の安全対策が強化されたところです。
- これを受け当市においては、「第1期計画」を平成31年3月に改訂し、ブロック塀等の安全対策を進めてきたところです。
- 岩手県では、令和3年度から令和7年度までを計画期間とした「第3期岩手県耐震改修促進計画」が策定されました。
- 当市においては、令和2年度までの「第1期計画」を継承しながら、令和3年度から令和12年度までの10年間の新たな計画を策定することとしました。

3 計画の性格

- 本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）」及び「第3期岩手県耐震改修促進計画」に基づいて策定し、当市の建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るための指針となるものです。
- 本計画は、「大船渡市地域防災計画」及び「大船渡市国土強靱化地域計画」を上位計画とし、「大船渡市公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら推進する計画として位置づけるものです。

4 計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

※ 凡例・用語解説

大船渡市第2期耐震改修促進計画における表記	内 容
耐 震 改 修 促 進 法	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
耐 震 診 断	地震に対する安全性を評価すること
耐 震 改 修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕模様替若しくは一部除却又は敷地の整備をすること
所 管 行 政 庁	建築主事を置く市町村については当該市町村長、その他の市町村については知事（盛岡市については盛岡市長、その他の市町村については知事。ただし、花巻市、北上市、奥州市、一関市、宮古市及び釜石市の各管内にある建築基準法第6条第1項第四号に掲げる建築物については各市長）
多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法施行令（平成7年政令第429号）第6条第2項各号に規定する規模以上の建築物 （建築物の用途に応じて、階数3以上かつ1,000㎡以上等）
旧 耐 震 基 準	昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用されていた地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
新 耐 震 基 準	昭和56年6月1日以後に着工した建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
既 存 耐 震 不 適 格 建 築 物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物
特定既存耐震不適格建築物	多数の者が利用する建築物であって既存耐震不適格建築物（要安全確認計画記載建築物であるものを除く）
要 緊 急 安 全 確 認 大 規 模 建 築 物	耐震改修促進法附則第3条に規定する建築物（建築物の用途に応じて、階数3以上及び5,000㎡以上等）
要安全確認計画記載建築物	耐震改修促進法第5条第3項第1号又は第2号の規定により耐震診断の結果の報告の期限に関する事項などが計画に記載された建築物
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、岩手県においては、当市を含む沿岸を中心とした13市町村が地震防災対策推進地域に指定されています。また、県がこれまで行った地震被害想定調査等によれば、活断層による内陸直下型地震や三陸沖北部の地震が発生した場合、震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定されています。
- 岩手県地域防災計画では、建物の全壊棟数は、最大5,313棟（北上低地西縁断層帯北部地震 マグニチュード7.4想定）と想定されています。
- 平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）では、岩手県内の最大震度は6弱を記録し、津波による被害がなかった内陸部で1,845棟の家屋が全半壊の被害を受けています。

2 前計画の実績（現状）と課題の検証

(1) 住宅

- 前計画の目標：耐震化率 56% ⇒ 令和2年度までに 75%
- 実 績： 約 81%

木造住宅耐震改修支援事業による耐震化に加え、所有者が独自に耐震改修を行ったものや、津波で滅失したことにより建替えや新築が多くあったことから耐震化率は目標を達成しております。

(2) 市有建築物（多数の者が利用する建築物）

- 前計画の目標：耐震化率 47% ⇒ 令和2年度までに 100%
- 実 績： 平成29年度までに 100%達成

市有建築物（多数の者が利用する建築物）において旧耐震基準の建築物が多かった小中学校の耐震化が順調に推移し、平成29年度に耐震化率100%を達成しております。

課題

これまでの取組により、住宅及び市有建築物（多数の者が利用する建築物）は、耐震化率の目標を達成しているが、より一層の安全性の向上を目指し、普及啓発に取り組むとともに、効果的な耐震化の促進のための対策の検討を行う必要があります。

3 耐震化の目標等

- 民間建築物及び公共建築物(市有建築物を含む)については、生活の基本となる住宅並びに耐震診断義務付け対象建築物について目標を設定します。
- 市有建築物については、多数の者が利用する建築物並びに地震発生時に避難や防災活動の拠点となる建築物についても目標を設定します。

(1) 住宅

① 耐震化の現状（令和2年度）

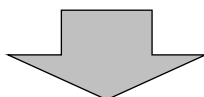
住 宅 総数約13,900戸のうち 約11,300戸（約81%）が耐震性有りとなっています。

② 耐震化の目標（令和12年度）

住 宅 耐震化率を94%とすることを目標とします。

用 途 等	令和2年度(現状)				耐震化率
	総数	旧耐震基準 による建築物	うち 耐震性有り	新耐震基準 による建築物	
		A	B	C	D
住宅	13,910	4,640	2,081	9,270	81%

※耐震化率は平成30年住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）を参考



用 途 等	令和12年度(目標)				耐震化率
	総数	旧耐震基準 による建築物	うち 耐震性有り	新耐震基準 による建築物	
		F	G	H	I
住宅	12,810	2,980	2,231	9,830	94%
令和2年度からの増減戸数	－1,100	－1,660	150	560	

※単位：戸(住宅)

※旧耐震基準による建築物のうち、耐震性有りとは、①耐震診断を実施し、耐震性有りと確認された件数、②耐震改修を実施した件数の和

※耐震化率： $E = (C + D) / A$ 、 $J = (H + I) / F$

(2) 耐震診断義務付け対象建築物

① 耐震化の現状（令和2年度）

市内の耐震診断義務付け対象建築物全て（100%）が耐震性有りとなっています。

② 耐震化の目標（令和12年度）

全て耐震化率 100%を達成していることから、引き続き適切な維持管理を促進します。

(3) 市有建築物

ア 多数の者が利用する建築物

① 耐震化の現状（令和2年度）

市営住宅……………21棟全て耐震性が確保されています。（100%）

市立学校……………50棟全て耐震性が確保されています。（100%）

市庁舎……………6棟全て耐震性が確保されています。（100%）

市有体育施設……………2棟全て耐震性が確保されています。（100%）

集会場……………3棟全て耐震性が確保されています。（100%）

社会福祉施設……………1棟全て耐震性が確保されています。（100%）

卸売市場……………1棟全て耐震性が確保されています。（100%）

② 耐震化の目標（令和12年度）

上記の全施設 } 全て耐震化率100%を達成していることから、引き続き適切な維持管理を行います。

※単位：棟（多数の者が利用する建築物）

※規模要件	共同住宅、庁舎、集会場、社会福祉施設	階数 3以上かつ1,000㎡以上
	卸売市場	
	小学校、中学校	階数 2以上かつ1,000㎡以上
	体育館	階数 1以上かつ1,000㎡以上

イ 地震発生時に避難や防災活動の拠点となる建築物

① 耐震化の現状(令和2年度)

地区本部施設……………11棟中、8棟（72%）が耐震性有りとなっています。

避難施設……………29棟中、27棟（93%）が耐震性有りとなっています。

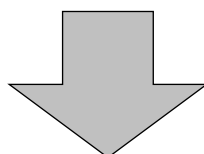
② 耐震化の目標(令和12年度)

地区本部施設……………耐震化率を100%とすることを目標とします。

避難施設……………耐震化率を100%とすることを目標とします。

令和2年度 地区本部施設及び避難施設（地域防災計画における第二避難場所）現状

用 途	総 数	旧基準 による 建築物		新耐震基準に よる建築物	耐 震 化 率
			うち耐震性有り		
地区本部施設	11	3	0	8	72%
避難施設	29	6	4	23	93%



令和12年度 地区本部施設及び避難施設（地域防災計画における第二避難場所）目標

用 途	総 数	旧基準 による 建築物		新耐震基準に よる建築物	耐 震 化 率
			うち耐震性有り		
地区本部施設	11	3	3	8	100%
避難施設	29	6	6	23	100%

※旧耐震基準による建築物のうち、耐震性有りとは、①耐震診断を実施し、耐震性有りと確認された件数、②耐震改修を実施した件数の和

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 役割分担の考え方

①住宅・建築物の所有者等の役割

- ・住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、まずは、所有者等が自己所有建築物の耐震化に取り組む必要があります。

②県の役割（岩手県耐震改修促進計画より抜粋）

- ・市町村が行う耐震診断・耐震改修の促進への取組みが円滑に進むよう支援します。
- ・住民や市町村に対する耐震診断・耐震改修の情報提供や業者の育成などを行います。
- ・率先して県有施設の耐震診断、耐震改修に取り組めます。
- ・県が所管する民間等の学校、病院等の公共建築物について、設置主体に対して耐震診断・耐震改修を実施するよう啓発等を行います。

③市の役割

- ・住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や耐震診断・耐震改修に係る所有者等の負担軽減のための事業主体として取り組みます。
- ・住民にもっとも身近な行政主体として、住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修に取り組んでいただくよう、所有者等への働きかけを行います。
- ・市有施設の多くが防災対策上重要な位置づけにあり、市の耐震化に対する積極的な取組が普及啓発の観点からも重要なことから、率先して市有施設の耐震診断・耐震改修に取り組めます。

④建築関係団体の役割

- ・建築の専門的知識を有し、住宅・建築物の所有者等に直に接する機会が多いことから、耐震診断・耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断・耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

(2) 市の施策の推進方針

当市においては、東日本大震災の経験から震度6弱等の強い揺れが想定されることを踏まえ、上記の役割分担に留意して、市内全域を耐震対策に取り組むべき地域と考え、以下の4つの基本方針で施策を推進します。

方針1 民間建築物等に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

- ・市民にとって最も身近で生活の基本となる木造住宅等に対する耐震化促進のための支援に取り組みます。

方針2 耐震対策に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

- ・県、建築関係団体等との連携した組織により、耐震補強を進めていく普及・啓発を行います。

方針3 市有施設の耐震化率向上の率先実施等

- ・市有施設のうち、地震等の災害発生時に避難場所や防災活動の拠点となる建築物については、率先して耐震化率向上を推進します。

方針4 地震等の災害時における建築物の総合的な安全対策の推進

- ・ブロック塀の安全対策、ガラス・天井・外壁等の落下防止対策、土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の土砂災害対策を推進します。

2 市が取り組む具体的施策の方向

【方針1】から【方針4】に基づき、次のように施策に取り組めます。

方針1

(1) 民間建築物等に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

①木造住宅耐震診断への支援

- ・旧耐震基準による木造住宅を対象に、耐震診断士による耐震診断を行う場合の助成に取り組みます。

＜参考＞

平成15年度から令和2年度までの実績：120戸

②木造住宅の耐震改修工事等への支援

- ・耐震診断により耐震改修が必要とされた木造住宅を対象に、耐震補強設計及び耐震改修工事への助成事業に取り組みます。

＜参考＞

平成17年度から令和2年度までの実績：13戸

③非木造並びに非住宅用途建築物の耐震化への支援

- ・旧耐震基準の非木造や非住宅用途建築物等の耐震診断への取組を支援することを検討していきます。

④耐震化促進体制の推進

- ・県からの情報の受信や指導、支援等を受け、制度づくりや計画策定などを進め、耐震化促進に努めます。

⑤ブロック塀等の安全確保対策への助成

- ・市が事業主体となり、国の助成を受けて、避難路沿道等に面している耐震性能が不足していると判断されるブロック塀等を対象に耐震診断・耐震改修工事等への助成を行います。

避難路沿道等

大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業の対象となる避難路沿道等は以下のものとする。

(a) 避難路については、市内に存在するもので以下のとおりとする。

ア 国道、県道及び市道。

イ 国、又は地方公共団体が管理しているもの。(例：臨港道路、農道等)

ウ 私道は対象外とする。ただし、建築基準法第42条にて、建築基準法上の道路として認められたものは除くものとする。(例：位置指定道路等)

(b) 避難地については、以下のとおりとする。

ア 大船渡市地域防災計画の「資料編 2 災害予防計画」の「2-6 避難対策計画 2-6-1 避難場所一覧表、及び2-6-2 福祉避難所一覧表」において避難場所として位置づけられているもの。ただし、学校施設は除くものとする。

方針 2

(2) 耐震対策に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

①耐震対策推進に向けた組織づくり

- ・ 県、市町村、建築関係団体等からなる建築物の耐震対策推進のための組織づくりに参画し、普及・啓発を行います(第3章再掲)。

②住民への情報提供・耐震対策の普及・啓発事業の実施

- ・ 住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅の耐震化をより強力に推進するために「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定します。
- ・ 耐震診断・耐震改修の重要性を紹介するパンフレットを各種機会に、住民、建物所有者及び利用者に効果的に配布します。

③住民に対する耐震診断・耐震改修のメリットの周知

- ・ 耐震改修を行った場合の税制特例等について住民に周知します。
- ・ リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットについて、住民への情報提供を行います。

④地域全体の耐震化に向けた意識啓発

- ・ 地域全体の耐震性を向上させるため、地域と連携しながら防災意識の啓発に努め、抜本的な地域環境の改善につながる、住民主体の「安全なまちづくり」の気運を醸成します。

方針 3

(3) 市有施設の耐震化率向上の率先実施等

①市有施設の耐震診断・耐震改修

- ・ 市有施設のうち、学校、市庁舎、消防庁舎、体育施設、公民館など地震発生時に避難場所や防災活動の拠点となる施設については、個々の立地状況や今後の建替えや改修予定の有無等を勘案しながら耐震診断・耐震改修を率先して進めます。

小中学校……………小中学校は全て耐震化済みです。

市庁舎、消防庁舎…災害時の拠点施設として重要な役割を担う庁舎は、耐震化済みです。

体育施設……………避難場所として指定されている市有体育施設は、耐震化済みです。

小規模施設……………床面積 1,000 m²未満の建築物についても、災害時に拠点となる地区本部施設及び避難施設は、優先度を検討しながら耐震診断・改修を実施します。

(1) 地区本部施設…災害時に地区本部として、避難と拠点機能の役目を果たす地区公民館等が指定されています。このため、耐震改修を計画的に実施することにより、災害時の拠点機能確保を図っていきます。

(2) 避難施設……………大船渡市では、指定避難所を地区ごとに選定しており、市有施設では、29施設を指定しています。そのうち耐震性の無い2施設については、耐震診断・改修を率先して進めていきます。

方針 4

(4) 地震等の災害時における建築物の総合的な安全対策の推進

①地震時における緊急輸送道路の確保

- ・災害時における多数の者の円滑な避難、救急消防活動、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、県及び市の地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路や避難道路に沿った建築物の耐震化を推進します。

②ブロック塀の安全対策

- ・地震によりブロック塀が崩壊すると、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも支障となることから、安全対策を推進します。
- ・人口が多い地域を中心に、通学路、避難路や避難場所にあるブロック塀について、県と市が協力して巡回する等により危険箇所の把握に努めます。
- ・危険箇所がある場合には、所有者に対して危険性を周知し、必要な対策を講じるように促す指導を県と一緒に進めます。

③窓ガラス・天井・外壁等の落下物による安全対策

- ・地震により窓ガラス・天井・外壁等が落下すると、死傷者が出る恐れがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも支障が出る可能性があることから、安全対策の意識啓発を図ります。

④土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の土砂災害対策

- ・土砂災害による被災を防止するため、土砂災害特別警戒区域内の既存建築物であり、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、移転の支援を行い、安全対策の支援についても検討していきます。

第3章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会等への参画

県、市町村及び関係団体等により構成する「岩手県耐震改修促進協議会」に参加し、耐震診断や耐震改修の普及・啓発に係る協力、情報交換を行い、計画の円滑な実施を図ります。

2 耐震改修促進法・建築基準法による指導への協力

耐震改修促進法において、所管行政庁である知事は、既存耐震不適格建築物の耐震診断や耐震改修のために必要があるときは当該建築物の所有者に対して必要な指導・助言を行うことができるとされています。

また、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、耐震性が不十分な建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合や、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項において、除却などの命令を行うことができるとされています。

民間建築物の指導は防災週間等と一緒にを行う場合が多いことから、市ではこの指導や普及啓発活動に協力し、震災に強いまちづくりに努めます。

【巻末資料】

1 ◎多数の者が利用する建築物

(耐震改修促進法第 14 条、耐震改修促進法施行令第 6 条及び第 7 条関係)

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 ③一般対応建築物	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件 ②重点的対応建築物	要緊急安全確認大規模建築物の要件 ①耐震診断義務付け対象建築物
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
卸売市場				
ポーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂、展示場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上

博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物 (道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	(要安全確認計画記載建築物)

2 ◎大船渡市地域防災計画より抜粋

本編 第2章 災害予防計画

第11節 建築物等安全確保計画

第1 基本方針

都市災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、都市の防災化を図る。

第2 建築物の不燃化の促進

1 準防火地域の指定

- 市街地の建築物の状況を考慮し、準防火地域の見直しを行い、適切な地域指定に努める。

2 公営住宅の不燃化促進

- 公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。
- 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

3 民間住宅の不燃化促進

- 市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

第3 建築物の耐震性向上の促進

1 防災上重要な建築物等の耐震性確保

既存建築物の耐震性の向上を図り、都市防災を推進するため、次の対策を推進する。

(1) 防災上重要な建築物の設定

- 次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保に努める。
 - ア 庁舎、病院、学校等被災後応急・復旧活動の拠点となる公共性の高い施設
 - イ 建築基準法第12条に規定する定期報告の対象となる特殊建築物
 - ウ 放送局、新聞社等情報伝達業務の中心となる施設
 - エ 建築物の形態、工法、構造壁の設置等からみて建築構造上弱いと考えられる特殊建築物

(2) 市施設の耐震強化

- 防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及びその結果に基づく耐震改修の促進を図る。
- 防災上重要な建築物に該当しない施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。

(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

- 県は、防災上重要な建築物の耐震性を確保するため、民間の防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けてない建築物の所有者に対し、各種施策を通じて耐震診断及び耐震改修の促進指導に努める。

(4) 設備・備品の安全対策

- 防災上重要な建築物については、設備・備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定・転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

2 木造住宅の耐震性確保

- 木造住宅の耐震性を確保するために、住民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、耐震診断士の養成と耐震診断を希望する建物所有者に対して助成を行う木造住宅耐震診断事業を実施し、耐震性の確認と耐震改修の意識啓発を図る。

また、建物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

[大船渡市木造住宅耐震診断事業実施要綱 資料編2-11-1]

[大船渡市木造住宅耐震補強工事助成事業補助金交付要綱 資料編2-11-2]

3 一般建築物の耐震性確保

- 建築物の耐震性の確保について広く市民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断の実施を促進する。
- 新規に建設される建築物についての耐震性を確保するため、関係団体等に対し、設計、工法、監理についての指導を行う。

4 工作物の耐震性確保

- 煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く市民の認識を深めるとともに、耐震診断の実施を促進する。

5 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

- 道路に面する3階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。
- 特に、通学路及び避難場所周辺については、市においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力的に改修指導を行う。

6 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

- 道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするよう強力的に指導する。
- 特に、通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検補強を指導するとともに、市においても定期的に点検する。

7 家具等の転倒防止対策推進

- 負傷の防止や避難路の確保の観点から、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の家具及びブロック塀等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について、広報誌等により市民への啓発、普及を図る。

第4 防災空間の確保

1 緑の基本計画

- 都市における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に従って都市公園及び緑地を整備する。

2 都市公園の整備

- 都市における大震火災等に対する延焼防止や避難場所、防災拠点などの防災的機能を発揮する空間を確保するため、都市公園の整備を推進する。

[都市公園等の整備状況 資料編2-11-3]

資料編 2-6-1 避難場所一覧表

(3) 第二避難場所(避難所)

地区	避難場所	管理者	電話	対象地区	設備の状況					
					収容人員	自動車の出入	共同炊事施設	飲料水	暖房	畳
盛町	盛小学校 (屋内体育館)	校長	26-3624	○地区本部 吉野町、上木町、旭町、田茂山一区、田茂山二区、御山下、盛中央団地	150人	可	有	上水道	有	無
	盛保育園	園長	26-3020	木町、本町、桜場	100人	不可	有	上水道	有	無
	洞雲寺	住職	26-2517	愛宕町、八幡町	150人	不可	有	上水道	有	有
	リアスホール	館長	26-4478	本町、愛宕町、八幡町、桜場、田茂山一区、田茂山二区、御山下、盛中央団地、みどり町団地、下館下団地	200人	可	有	上水道	有	有
大船渡町	大船渡地区公民館	地区公民館長	26-3819	○地区本部 南町、明土、屋敷、明神前、田中、川原、明神前団地	300人	可	有	上水道	有	有
	大船渡北小学校 (屋内体育館)	校長	27-7107	富沢一区、富沢二区、地ノ森一区、地ノ森二区、雇用住宅、赤沢団地、赤沢、上山、中央通、台町、県立病院合同公舎	300人	可	有	上水道	有	無
	大船渡中学校 (屋内体育館)	校長	27-6850	須崎、北笹崎、南笹崎、浜町、永沢、平一区、平二区、宮ノ前、下船渡、平三区	600人	可	有	上水道	有	無
	大船渡保育園	園長	27-7518	台町、茶屋前	150人	可	有	上水道	有	無
末崎町	ふるさとセンター	地区公民館長	29-2955	○地区本部 峰岸、細浦、神坂、中野、平、小田、小河原、平南団地	200人	可	有	上水道	有	有
	末崎中学校 (屋内体育館)	校長	29-3926		300人	可	有	上水道	有	無
	船河原公民館	公民館長		船河原	30人	可	有	上水道	有	有
	長源寺	住職	29-3622	細浦	50人	可	有	上水道	有	有
	熊野神社(神坂)社務所	宮司	29-3650	神坂、小細浦	50人	可	無	上水道	有	有
	末崎小学校 (屋内体育館)	校長	29-3928	小細浦、小河原、門之浜	300人	可	有	上水道	有	無
	碁石地区コミュニティセンター	公民館長	29-3701	中井、西館、泊里、碁石、三十刈、山根	100人	可	有	上水道	有	有
	梅神公民館	公民館長		梅神	30人	可	有	上水道	有	有
赤崎町	赤崎地区公民館	公民館長		○地区本部 宿、後ノ入、大同、生形、山口	80人	可	有	上水道	有	有
	赤崎小学校 (屋内体育館)	校長	26-3625		250人	可	有	上水道	有	無
	赤崎中学校 (屋内体育館)	校長	26-3525	山口、大立、永浜	350人	可	有	上水道	有	無
	蛸ノ浦保育園	園長	27-9847	上蛸ノ浦、下蛸ノ浦	100人	可	有	上水道	有	無
	蛸ノ浦漁村厚生施設	地区公民館長	27-7500	○地区本部 上蛸ノ浦、下蛸ノ浦	100人	可	有	上水道	有	有

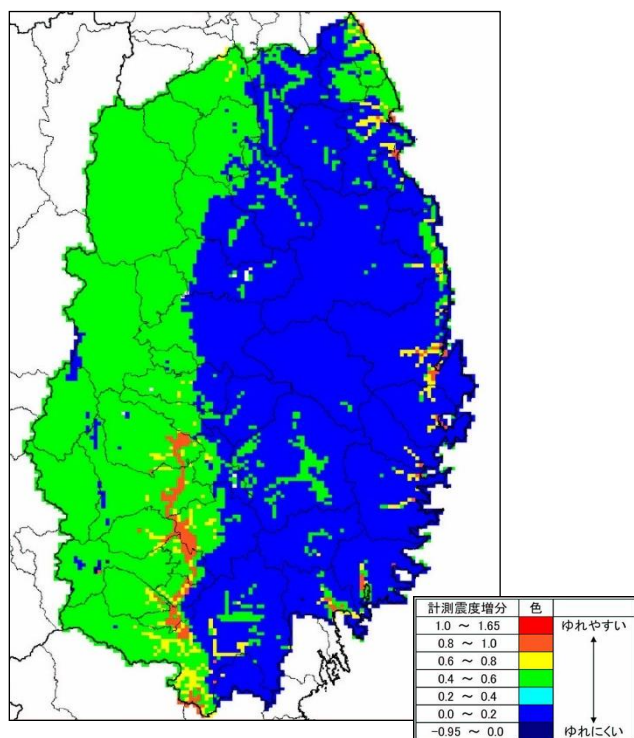
地区	避難場所	管理者	電話	対象地区	設備の状況					
					収容 人	自動車の 出入	共同炊 事施設	飲料水	暖房	量
赤 崎 町	清水地域防災コミュニ ティセンター	公民館長		清水	20人	可	有	上水道	有	有
	担い手センター (長崎地域公民館)	長崎契约会	27-9089	長崎、外口	100人	可	有	上水道	有	有
	合足地域防災コミュニ ティセンター	契约会長		合足	20人	可	有	上水道	有	有
猪 川 町	猪川地区公民館	地区公民館長	26-3465	○地区本部 大野、上久名畑、下久名 畑、新道、下榎現堂	200人	可	有	上水道	有	有
	猪川小学校 (屋内体育館)	校長	26-3628	中井一区、沢田、佐野、 中井二区、前田、下富 岡、上富岡	150人	可	有	上水道	有	無
	大船渡高校 (屋内体育館)	校長	26-4441	長谷堂、長谷堂団地、上 中井、下中井	200人	可	有	上水道	有	無
立 根 町	生活改善センター	地区公民館長	27-9271	○地区本部	50人	可	有	上水道	有	有
	立根小学校 (屋内体育館)	校長	26-3627	上手、平田、田谷、町場、 大畑野	300人	可	有	上水道	有	無
	大船渡第一中学校 (屋内体育館)	校長	26-3527	菅生、下欠	200人	可	有	上水道	有	無
	立根保育園	園長	26-3645	上手、平田、田谷	50人	可	有	上水道	有	無
	大船渡東高校 (屋内体育館)	校長	26-2380	久保、川原	300人	可	有	上水道	有	無
	安養寺	住職	26-4242	和村	100人	不可	有	自家水	有	有
日 頃 市 町	日頃市地区公民館	地区公民館長	28-2943	○地区本部	100人	不可	有	上水道	有	有
	日頃市保育園	園長	28-2340	宿、川内、関谷	50人	可	有	上水道	有	有
	長安寺	住職	26-3391	平山、小通、長安寺、板 用	200人	可	有	自家水	有	有
	鷹生地域多目的集会 センター (鷹生地域公民館)	公民館長	28-2122	甲子、鷹生	30人	可	有	自家水	有	有
	坂本沢林業構造改善 センター (坂本沢地域公民館)	公民館長		坂本沢、大森、田代屋 敷、石橋	30人	可	有	自家水	有	有
三 陸 町 綾 里	小石浜公民館	公民館長	42-2944	小石浜	30人	可	有	簡易水道	有	有
	砂子浜生活改善セン ター	協栄会長		砂子浜	20人	可	有	自家水	有	有
	綾里漁村センター	契约会長	42-2900	白浜	50人	可	有	自家水	有	有
	野々前しおさい会館	契约会長	42-2414	野々前	50人	可	有	簡易水道	有	有
	宮野地区多目的集会 施設	公民館長	42-2943	宮野西、宮野東	100人	可	有	簡易水道	有	有
	長林寺	住職	42-2058	岩崎上、野形	100人	可	有	簡易水道	有	有
	文化保存伝習野形郷 土施設(野形不動七福 会館)	公民館長		野形	50人	可	有	簡易水道	有	有

地区	避難場所	管理者	電話	対象地区	設備の状況					
					収容 人	自動車の 出入	共同炊 事施設	飲料水	暖房	量
三 陸 町 綾 里	綾姫ホール	所長	42-2121	○地区本部 港下、港上、岩崎下	200人	可	有	簡易水道	有	有
	綾里こども園	園長	42-2224	岩崎下	150人	可	有	簡易水道	有	有
	綾里中学校 (屋内体育館)	校長	42-2300	港上	300人	可	有	簡易水道	有	有
	田浜地域防災コミュニ ティセンター	契約会長		田浜	20人	可	有	簡易水道	有	有
	石浜地区多目的集会 施設	方正会長	42-2941	石浜	50人	可	有	簡易水道	有	有
	小路部落公民館	契約会長		小路	30人	可	有	簡易水道	有	有
三 陸 町 越 喜 来	崎浜公民館	公民館長	44-3380	崎浜西、崎浜東	50人	可	有	簡易水道	有	有
	越喜来小学校 (屋内体育館)	校長	44-2102	○地区本部 泊、浦浜西、浦浜東	300人	可	有	簡易水道	有	無
	特産品生産施設	市		浦浜西	100人	可	無	自家水	有	有
	仲区公民館	公民館長	44-2670	浦浜中	30人	可	有	簡易水道	有	有
	遊 you 亭夏虫	三陸ふるさと 振興株式会社	44-3711	浦浜西	200人	可	有	自家水	有	有
	南区公民館	公民館長	44-2945	浦浜南	30人	可	有	簡易水道	有	有
	上甫嶺研修集会施設	公民館長		上甫嶺	30人	可	有	簡易水道	有	有
	甫嶺地域防災コミュニ ティセンター	自治会長		甫嶺東、甫嶺西	50人	可	有	簡易水道	有	有
	鬼沢地区集会所	公民館長		甫嶺東(鬼沢)	30人	可	有	自家水	有	有
三 陸 町 吉 浜	矢作集会所	公民館長		甫嶺西(矢作)	20人	可	有	自家水	有	有
	千歳部落公民館	部落会長	45-2813	千歳	60人	可	有	簡易水道	有	有
	根白会館	部落会長	45-2292	根白	30人	可	有	簡易水道	有	有
	扇洞会館	公民館長		扇洞	30人	可	有	簡易水道	有	有
	吉浜荘	愛生会	45-2111	後山	30人	可	有	自家水	有	有
	吉浜地区拠点センタ ー	所長	45-2001	○地区本部 中通、下通、上通	200人	可	有	簡易水道	有	有
	大野部落公民館	部落会長		大野	30人	可	有	簡易水道	有	有
市 内 全 域	増館会館	公民館長		増館	30人	可	有	自家水	有	有
	市民体育館 (※)	市	27-1001	市内全域	600人	可	無	上水道	有	無

※ 市民体育館を避難所として開設する場合は、地震や土砂災害で他の第二避難場所が使用できなくなり、避難者を収容できないなどの場合に、市本部長が総合的に判断して開設を決定する。

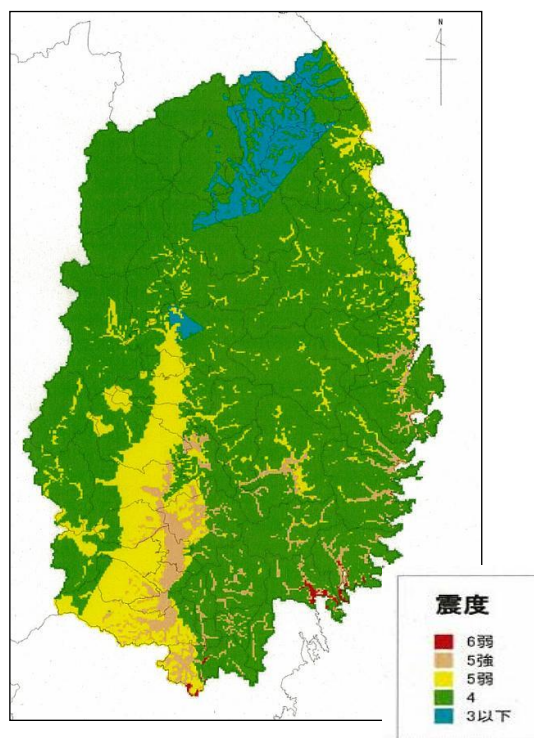
3 ◎地域防災に関する地図

表層地盤のゆれやすさマップ



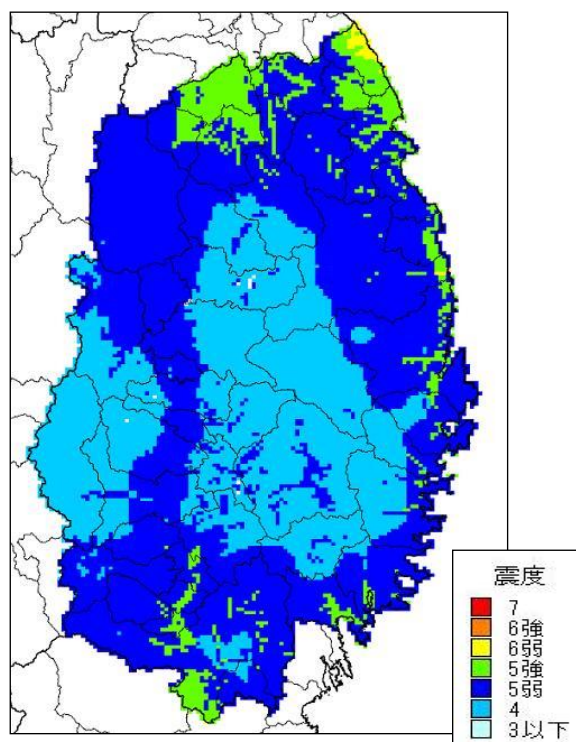
「表層地盤のゆれやすさ全国マップについて」
(平成17年10月19日 内閣府(防災担当))

震度の予測結果図(想定：宮城県沖連動地震)



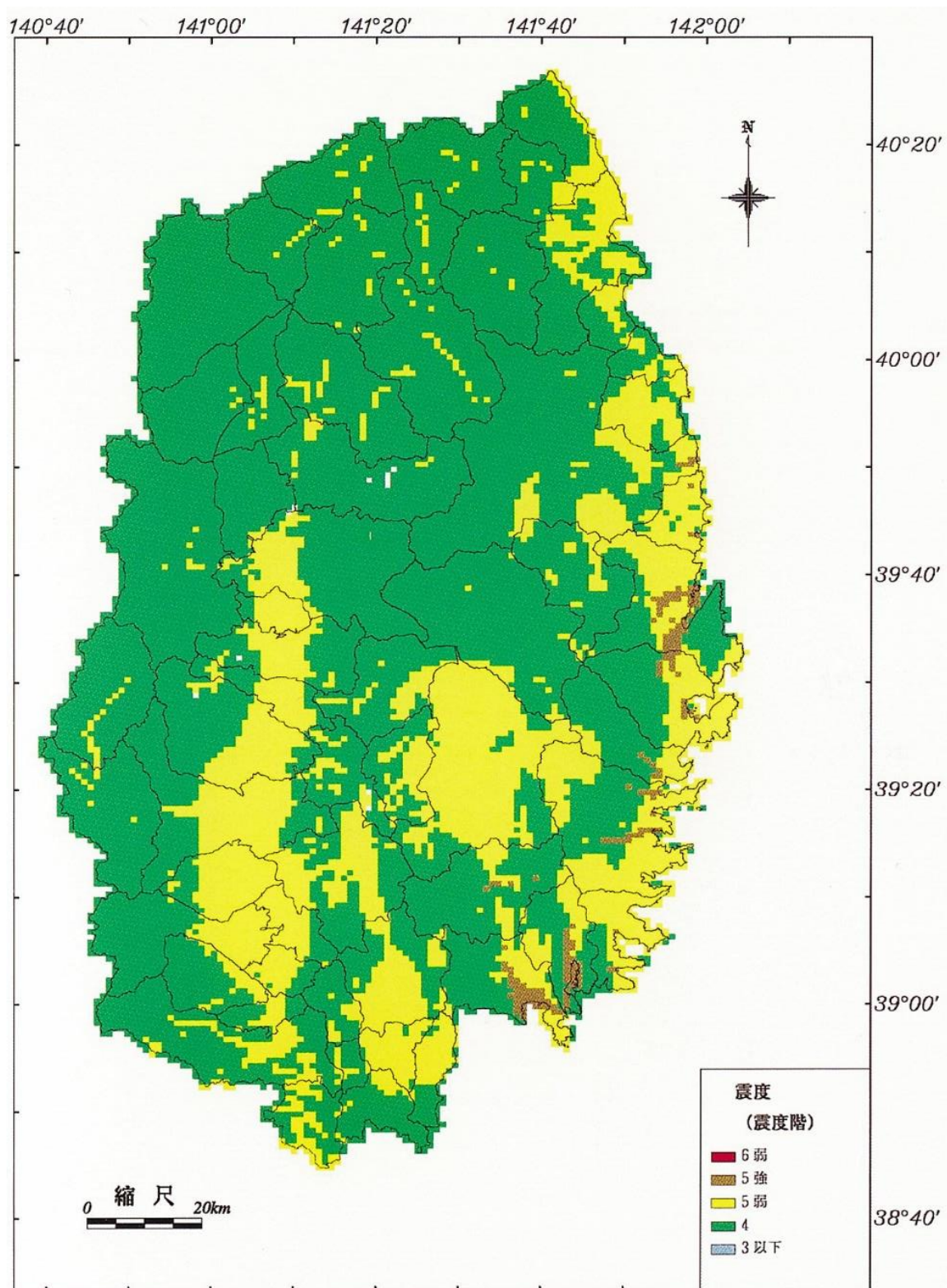
「岩手県地震・津波シミュレーション及び
被害想定調査に関する報告書」
(平成16年11月 岩手県)

震度の予測結果図(想定：三陸沖北部の地震)



中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型
地震に関する専門調査会」

想定地震による震度分布図（想定：岩手県沿岸南部の地震空白域）



「岩手県地震被害想定調査に関する報告書」

(平成10年3月 岩手県)

第2期大船渡市耐震改修促進計画

令和4年2月

大船渡市都市整備部住宅管理課

〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

TEL 0192 (27) 3111